

## Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する入札説明書・同添付資料（再公告分）の訂正表

平成24年9月20日に公表したXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する入札説明書及び同添付資料に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後
1	02_業務要求水準書	35	3	別紙1第5項	事業者は、業務実施計画書のマスタースケジュールを常に最新状態になるよう維持し、確実な進捗管理が行えるよう事業契約締結後30日以内に「進捗管理計画書」を作成し、国の確認を受けた上で、当該計画書に従い進捗管理を行う。「 <u>進行管理計画書</u> 」は国への提出文書とする。	事業者は、業務実施計画書のマスタースケジュールを常に最新状態になるよう維持し、確実な進捗管理が行えるよう事業契約締結後30日以内に「進捗管理計画書」を作成し、国の確認を受けた上で、当該計画書に従い進捗管理を行う。「 <u>進捗管理計画書</u> 」は国への提出文書とする。
2	08_入札説明書等に係る質疑・回答書	6	25	No. 17回答	御指摘を踏まえ、第14条第2項ただし書きを「ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法若しくは運用方法等を使用したことに起因する場合、又は「発注者」が調達する「1号機」の「中継器等」若しくは「中継器等管制局」器材の一部に起因する場合は、この限りでない。」に訂正します。	御指摘を踏まえ、第14条第2項ただし書きを「ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法若しくは運用方法等を使用したことに起因する場合、又は「発注者」が調達する「1号機」の「中継器等」若しくは「中継器等管制局」器材の一部に起因する場合（この場合において「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限る。）は、この限りでない。」に訂正します。
3	08_入札説明書等に係る質疑・回答書	9	30	No. 39回答	「 <u>中継器等製造請負契約</u> 」及び「 <u>官給管制器材製造請負契約</u> 」の閲覧を希望する者は「様式集及び記載要領」（資料-3）様式1に必要事項を記載の上、入札説明書第5項の担当部局に提出してください。	「 <u>中継器等製造契約</u> 」及び「 <u>官給管制器材製造契約</u> 」の閲覧を希望する者は「様式集及び記載要領」（資料-3）様式1に必要事項を記載の上、入札説明書第5項の担当部局に提出してください。
4	08_入札説明書等に係る質疑・回答書	14	2	No. 66回答	御質問の該当条項の次項に「前項の規定は、第33条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。」とあるとおり、「 <u>中継器等製造請負契約</u> 」及び「 <u>官給管制器材製造請負契約</u> 」に関連して発生した「発注者」の増加費用及び損害以外に、「発注者」に増加費用及び損害が生じたと認められる場合、「発注者」は当該費用を「事業者」に請求する場合があります。	御質問の該当条項の次項に「前項の規定は、第33条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。」とあるとおり、「 <u>中継器等製造契約</u> 」及び「 <u>官給管制器材製造契約</u> 」に関連して発生した「発注者」の増加費用及び損害以外に、「発注者」に増加費用及び損害が生じたと認められる場合、「発注者」は当該費用を「事業者」に請求する場合があります。
5	08_入札説明書等に係る質疑・回答書	23	2	No. 118回答	また、同様の趣旨で、第95条第5項及び第6項並びに「サービス対価の算定及び支払方法」（資料-4）の各所も訂正します。詳細は訂正表を御参照ください。	また、同様の趣旨で、第95条第5項及び第6項、 <u>別紙9第3項</u> 並びに「サービス対価の算定及び支払方法」（資料-4）の各所も訂正します。詳細は訂正表を御参照ください。
6	08_入札説明書等に係る質疑・回答書	35	20	No. 203回答	※3の「ビーム能力の残存割合」は、ビーム単位で実用的に「使用可能」か否かという基準で「発注者」が判断します。したがって、御質問のような「マイナースペックアウト」が直ちに分損に該当する事態は基本的に想定していません。	※3の「ビーム能力の残存割合」は、ビーム単位で実的に「使用可能」か否かという基準で「発注者」が個別具体的に判断します。なお、御質問のような「マイナースペックアウト」のみをもって直ちに分損とすることは基本的に想定していません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後
7	08_入札説明書等に係る質疑・回答書	37	32	No. 219回答	当該資料名を「衛星バス／Xバンド衛星通信中継器等インターフェース管理図面」に訂正するほか、同号に掲げる各資料名の誤記を併せて訂正します。詳細は訂正表を御参照ください。	当該資料名を「衛星バス／Xバンド衛星通信中継器等インターフェース管理図面」に訂正するほか、同号に掲げる各資料名の表記を併せて統一します。詳細は訂正表を御参照ください。